

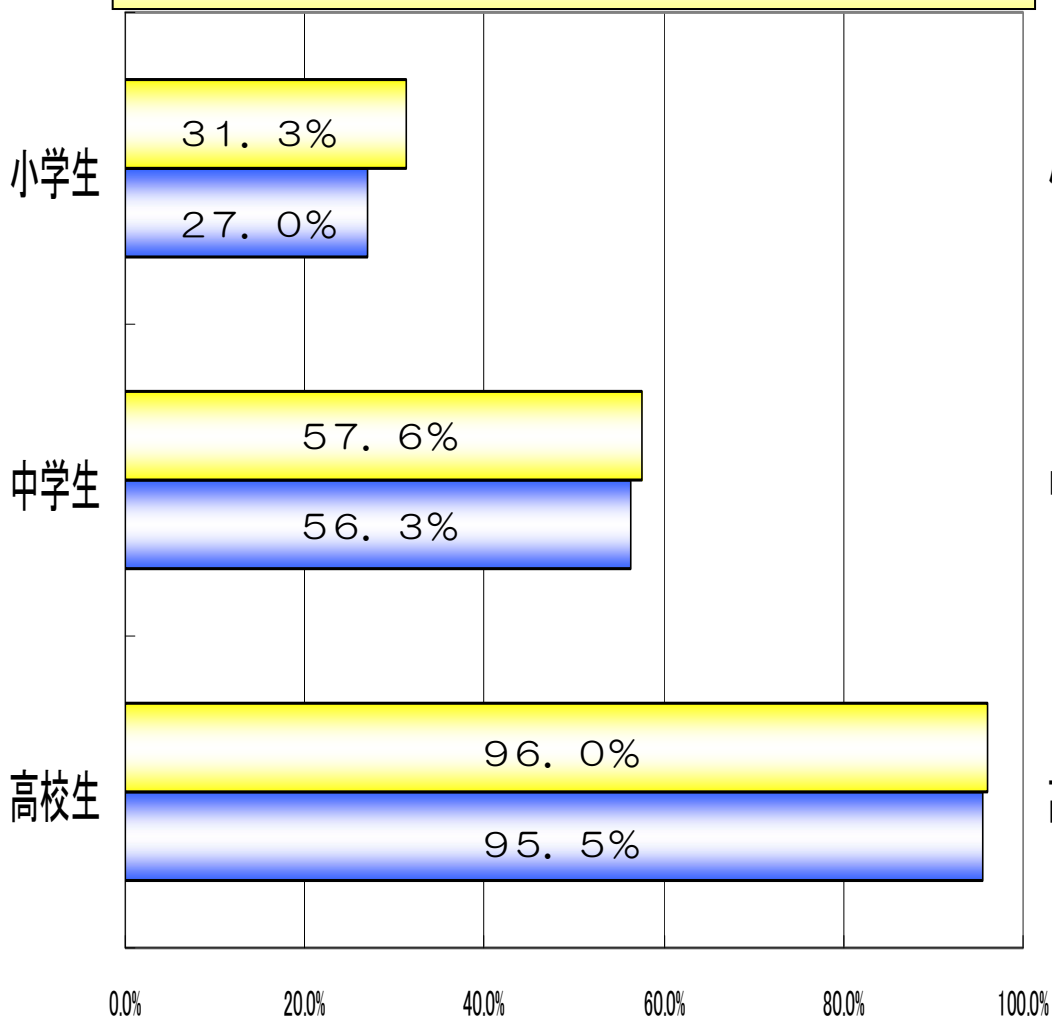
青少年インターネット環境整備法の 施行に向けて

平成 21 年 2 月 13 日
内閣府
政策統括官（共生社会政策担当）付
青少年インターネット環境整備準備室

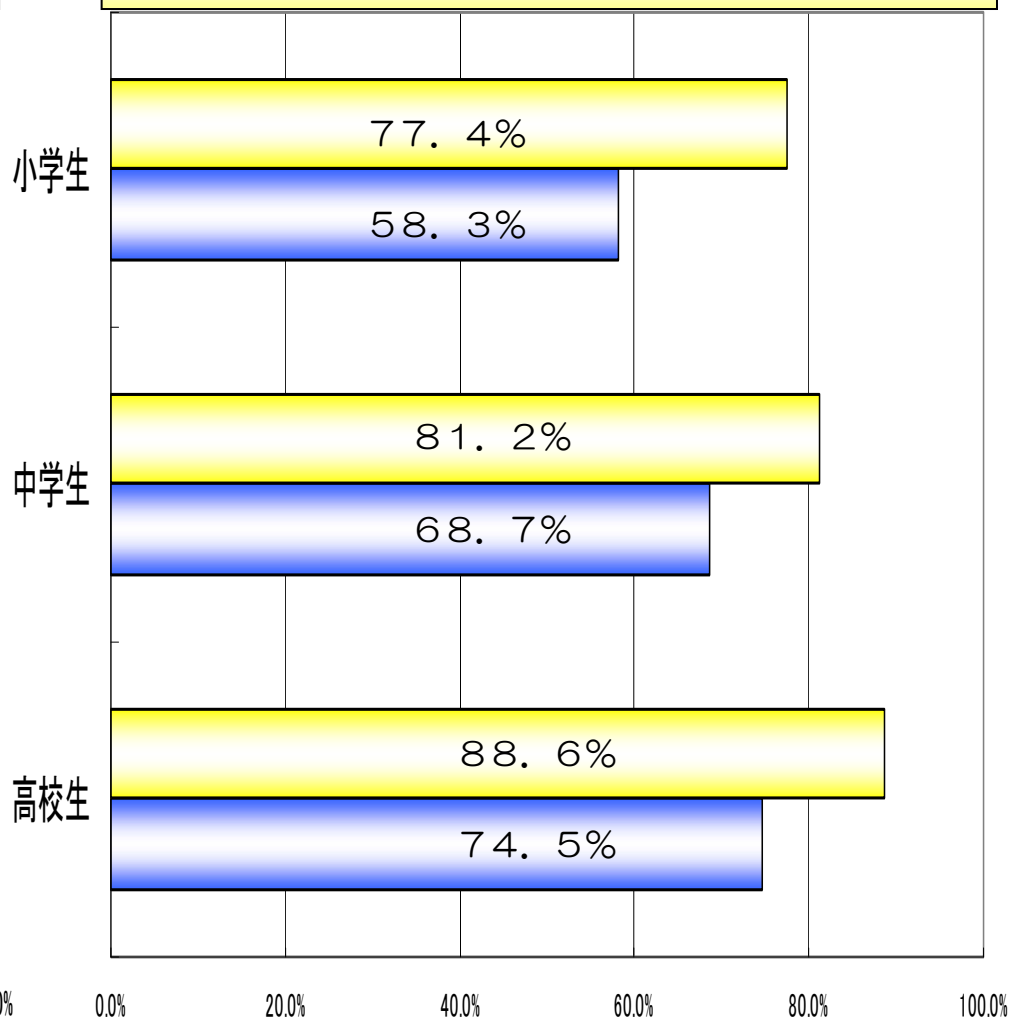
青少年の携帯電話・パソコンによるインターネット利用状況

【内閣府調査（平成19年3月実施）】

携帯電話等の使用状況等について



パソコンの使用状況等について



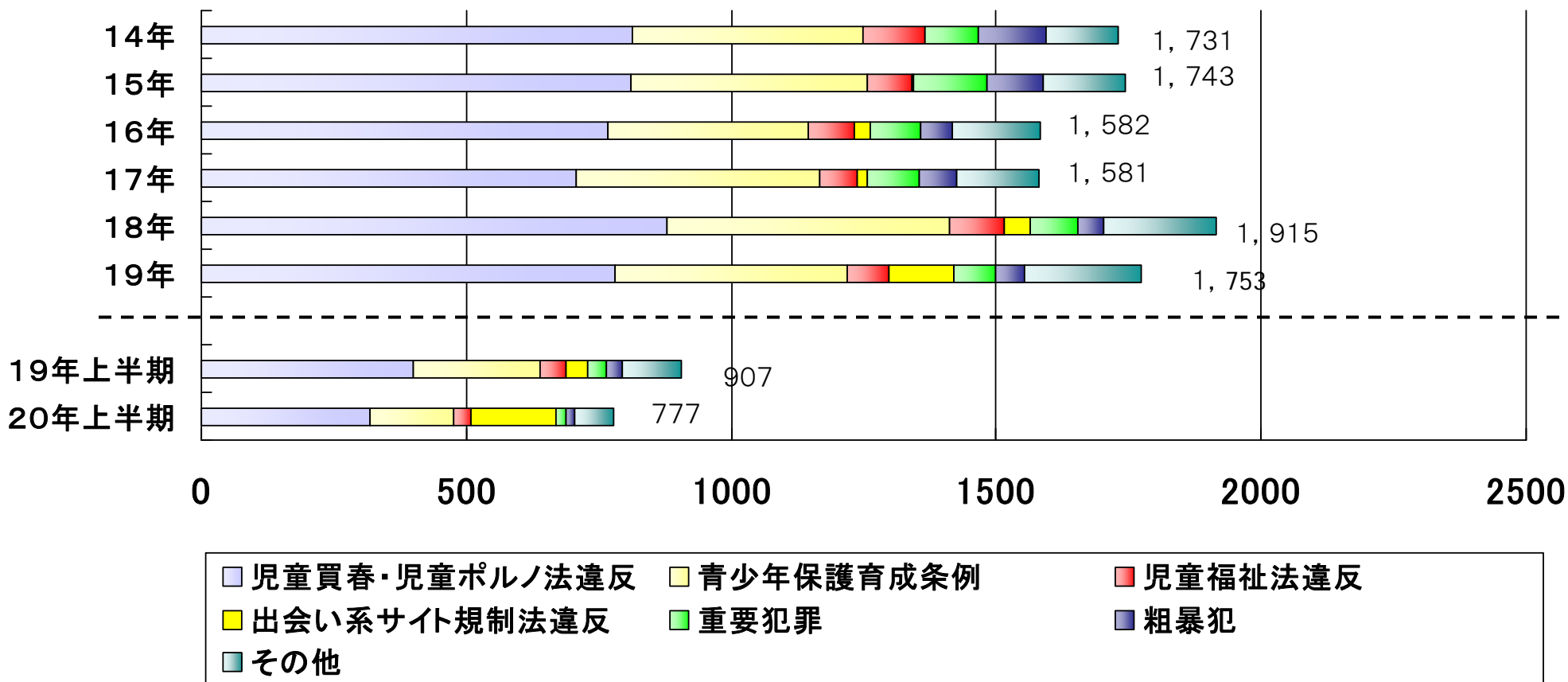
携帯電話等を使用している
携帯電話等でインターネットを利用している

パソコンを使用している
パソコンでインターネットを利用している

出会い系サイトに関する事件の状況（警察庁調べ）

平成19年における状況

- 出会い系サイトに関する事件の検挙件数は、1,753件（前年比8.5%減）。
- 被害者1,297人のうち、18歳未満の児童が1,100人（84.8%）。
- 被害児童の出会い系サイトへのアクセス手段は、96.5%が携帯電話からのアクセス。



青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律の概要

- 「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律(平成20年法律第79号)」は、衆議院青少年特別委員会の委員長提案により提出され成立。
- 平成21年4月1日から施行。(施行後3年以内に見直し)

基本理念

青少年の適切なインターネット活用能力習得
(発達段階に応じた情報の取捨選択能力等)

青少年の有害情報の閲覧機会の最小化

民間主導(国等は支援)

政府

**インターネット青少年有害情報対策・
環境整備推進会議(内閣府)**

会長: 内閣総理大臣
委員: 内閣官房長官、その他国務大臣

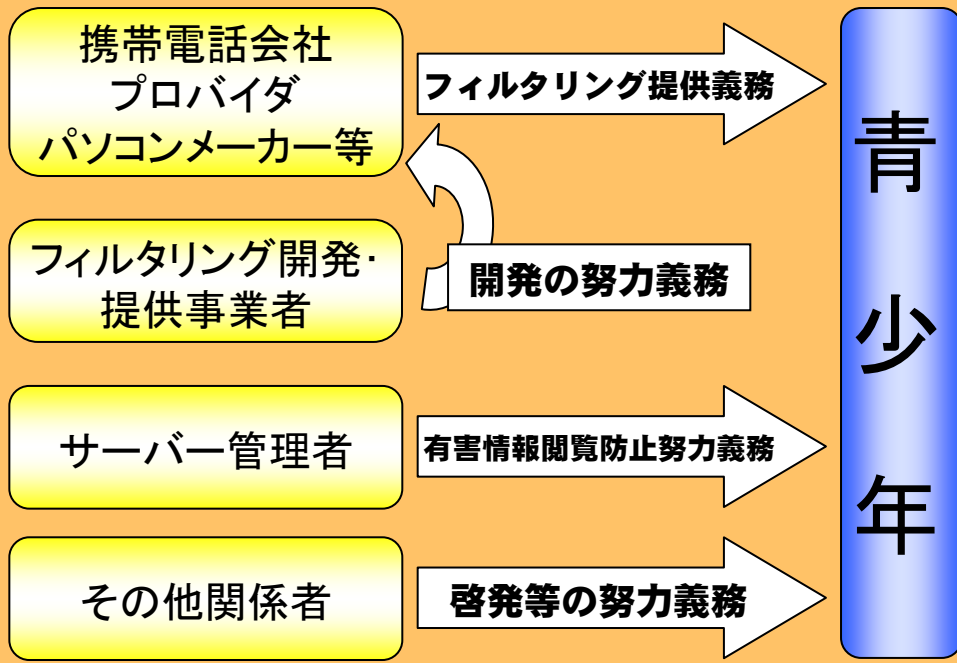


基本計画

- ・基本方針
- ・適切なインターネット活用能力の教育・啓発
- ・フィルタリング性能向上・普及
- ・民間における取組の支援 等



民間



青少年インターネット環境整備法施行令について

青少年インターネット環境整備法

【第17条第1項】

携帯電話インターネット接続役務提供事業者の青少年へのフィルタリングサービス提供義務(保護者が不要との申出をした場合を除く)

携帯電話インターネット接続役務として義務の対象となる範囲を政令に委任(法第2条第7項)

【第18条】

インターネット接続役務提供事業者の利用者の求めに応じたフィルタリングソフト又はサービス提供義務

青少年への影響が軽微な場合を適用除外として政令に委任

【第19条】

インターネット接続機器の製造事業者がフィルタリングソフト又はサービスの利用を容易にする措置を講じて販売する義務

青少年への影響が軽微な場合を適用除外として政令に委任

【附則第2条】

必要な経過措置を政令に委任

同法施行令

【第1条】携帯電話インターネット接続役務の範囲

専ら携帯電話端末等のブラウザを用いてインターネットの閲覧を可能とするために提供される電気通信役務(法人・団体や事業向けを除く)

【第2条】提供義務の適用除外

インターネット接続役務提供事業者の契約者数が5万未満の場合

【第3条】措置義務の適用除外

- ①機器にブラウザが組み込まれていない場合(ルータ等)
- ②18歳以上の者に目視により監視される蓋然性が高いと認められる場合として告示で定める場合(カーナビ等)
- ③専ら事業のために使用されると認められる場合
- ④告示で定める機器の種類ごとの前年度の出荷台数が1万台未満の場合(サンプル出荷等)

【附則第2条】

保護者がフィルタリングサービスを不要との申出を施行前にした場合は、法第17条第1項の義務の対象としない

【附則第3条】

法の施行前に製造された機器と同一型式の機器については、法19条の適用は、施行後1年を経過した日からとする

携帯電話・PHS事業者のフィルタリング導入促進に関する取組状況

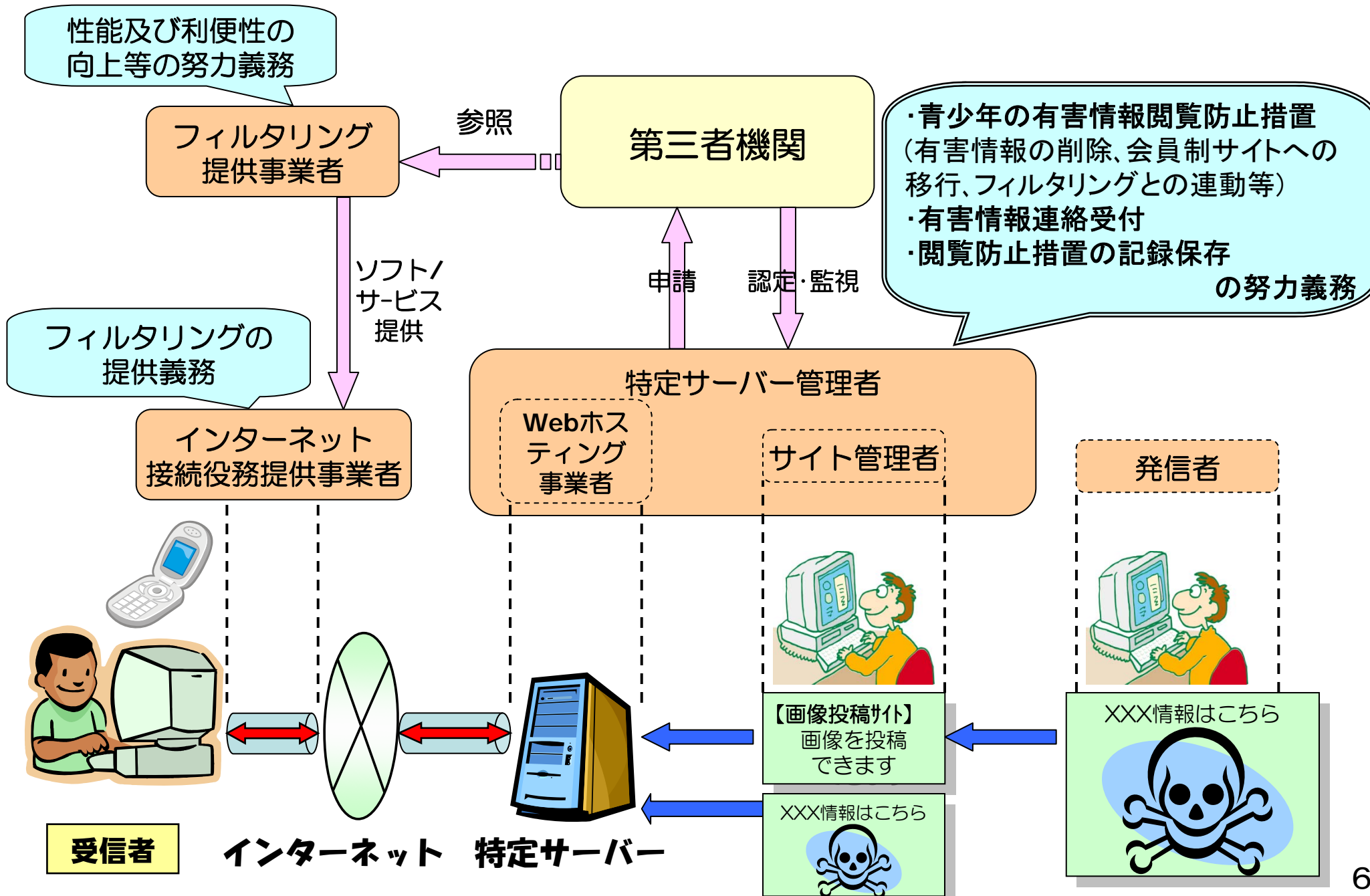
- ① 昨年1月以降、未成年者の契約及び保護者が18歳未満の者に利用させるために新規契約する場合は、保護者から不要の申告があった場合を除き、フィルタリングを設定。
- ② 18歳未満の既存契約者に関し、昨年10月からフィルタリング利用の意向確認を保護者に対し実施。不要の申出がなかった者については、本年1月30日以降順次フィルタリングを設定。
- ③ 第三者機関の認定リストを、各社とも本年1～2月から反映。
- ④ ドコモが本年1月からカスタマイズ機能の提供を開始したほか、各社とも多様化を推進。

		NTTドコモ	KDDI	SBM	ウィルコム
①	契約時に、不要の申出がない限りフィルタリング設定	08年2月～	08年2月～	08年1月～	08年2月～
②	18歳未満の既存契約者の保護者に対する意思確認	08年10月～	08年10月～	08年10月～	08年10月～
	不要の申出がない者へのフィルタリング設定時期	09年1/30～	09年2月～	09年2月～	※2
③	第三者機関リストの反映	09年1/9～ (※1)	09年2月～	09年1月末～	09年1月～
④	フィルタリングサービスの多様化	09年1/9～ サイト及びカテゴリ の取捨選択	(時期未定) サイト及びカテゴリ の取捨選択	(時期未定) 年齢等に応じた ブラックリスト	検討中

※1 既存の利用者についても本年2月下旬から順次反映。なお、希望者はショップ等での申込みにより、本年1/9より反映可能。

※2 ウィルコムは、フィルタリングの設定には端末での操作が必要なため、利用の意思確認を実施。

インターネット関係事業者等の義務等



「青少年有害情報」の定義及び例示

青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（抜粋）

第2条（定義）

3 この法律において「青少年有害情報」とは、インターネットを利用して公衆の閲覧（視聴を含む。以下同じ。）に供されている情報であって**青少年の健全な成長を著しく阻害するものをいう。**

4 前項の青少年有害情報を**例示**すると、次のとおりである。

- 一 **犯罪若しくは刑罰法令に触れる行為を直接的かつ明示的に請け負い、仲介し、若しくは誘引し、又は自殺を直接的かつ明示的に誘引する情報**
- 二 **人の性行為又は性器等のわいせつな描写その他の著しく性欲を興奮させ又は刺激する情報**
- 三 **殺人、処刑、虐待等の場面の陰惨な描写その他の著しく残虐な内容の情報**

特定サーバー管理者の努力義務

(定義)

第2条11 この法律において「特定サーバー管理者」とは、インターネットを利用した公衆による情報の閲覧の用に供されるサーバー（以下「特定サーバー」という。）を用いて、他人の求めに応じ情報をインターネットを利用して公衆による閲覧ができる状態に置き、これに閲覧をさせる役務を提供する者をいう。

(青少年有害情報の発信が行われた場合における特定サーバー管理者の努力義務)

第21条 特定サーバー管理者は、その管理する特定サーバーを利用して他人により青少年有害情報の発信が行われたことを知ったとき又は自ら青少年有害情報の発信を行おうとするときは、当該青少年有害情報について、インターネットを利用して青少年による閲覧ができないようにするための措置（以下「青少年閲覧防止措置」という。）をとるよう努めなければならない。

(青少年有害情報についての国民からの連絡の受付体制の整備)

第22条 特定サーバー管理者は、その管理する特定サーバーを利用して発信が行われた青少年有害情報について、国民からの連絡を受け付けるための体制を整備するよう努めなければならない。

(青少年閲覧防止措置に関する記録の作成及び保存)

第23条 特定サーバー管理者は、青少年閲覧防止措置をとったときは、当該青少年閲覧防止措置に関する記録を作成し、これを保存するよう努めなければならない。

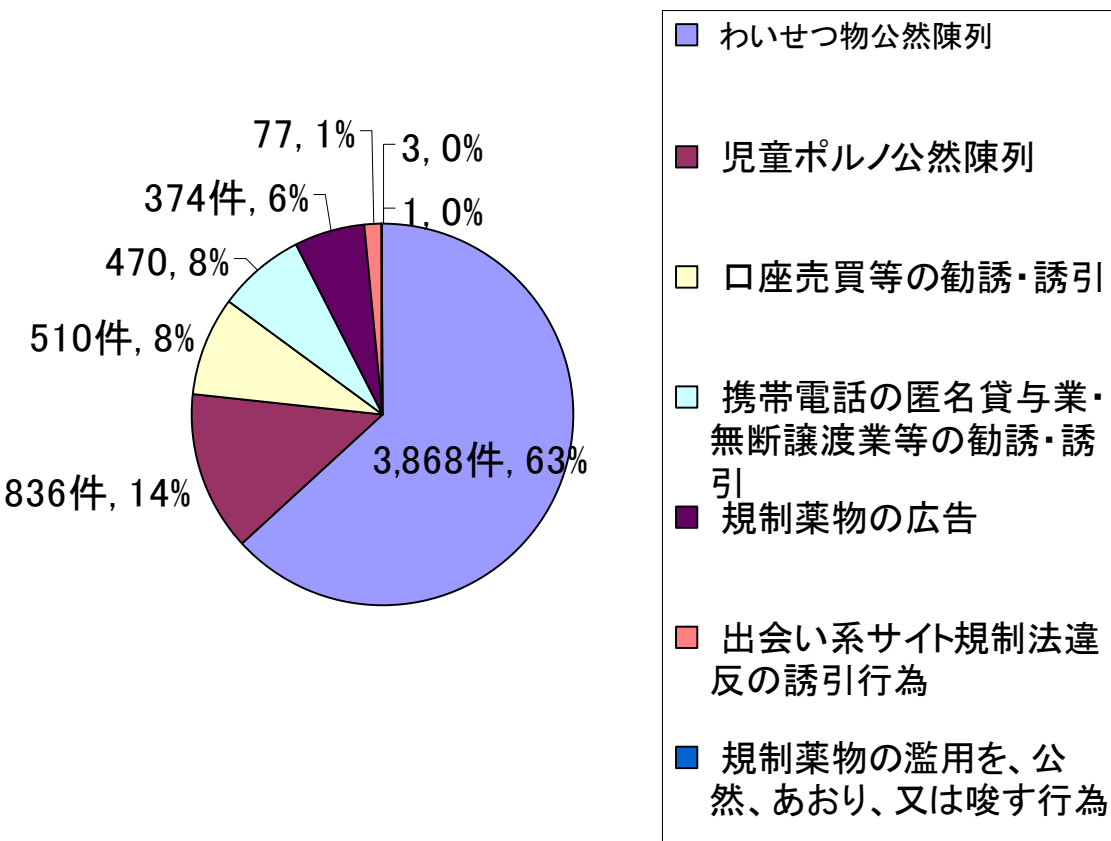
インターネットホットラインセンターについて



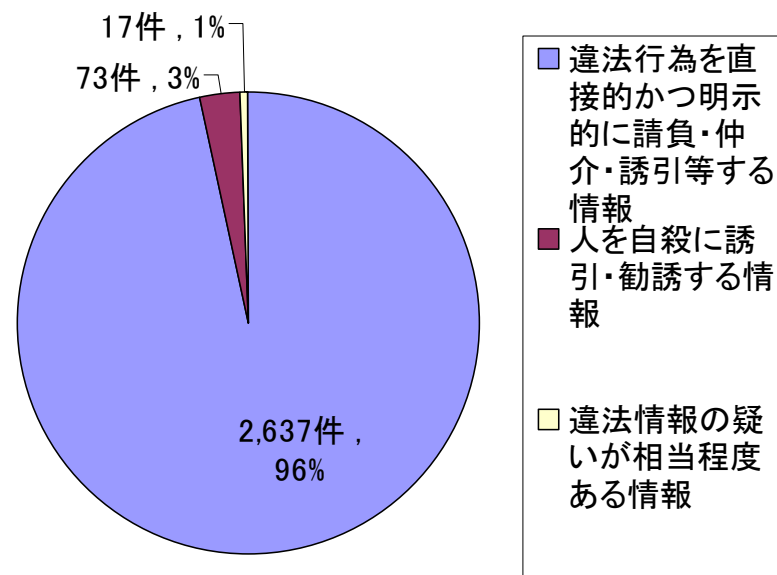
インターネット・ホットラインセンターへの違法・有害情報の通報状況（平成20年上半期）

平成20年上半期のインターネット・ホットラインセンターへの通報66,832件中、違法情報は6,139件、公序良俗に反する情報(有害情報)は2,727件。

通報された違法情報の内訳



通報された公序良俗に反する情報の内訳



(参考) 違法・有害情報への対応等に関する契約約款モデル条項

(1) 禁止行為

- 著作権・商標権・財産・プライバシー・肖像権等を侵害する（おそれのある）行為
- 他者を不当に差別・誹謗中傷・侮辱し、差別を助長し、名誉・信用を毀損する行為
- 詐欺、規制薬物の濫用、児童売買春等の犯罪に結びつく（おそれの高い）行為
- わいせつ、児童ポルノ、児童虐待等の画像等を送信又は表示する行為、又はこれらを収録した媒体を販売する行為
- ネズミ講を開設・勧誘する行為
- 違法な賭博・ギャンブルを行わせ、参加を勧誘する行為
- 違法行為（けん銃等の譲渡、爆発物の不正な製造、殺人、脅迫等）を請負し、仲介し、又は誘引（他人に依頼することを含む）する行為
- 人の殺害現場の画像、動物を虐待する画像、その他社会通念上他者に著しく嫌悪感を抱かせる情報等の残虐な情報を掲載し、又は不特定多数の者に対して送信する行為
- 人を自殺に誘引又は勧誘する行為又は第三者に危害の及ぶおそれのある自殺の手段等を紹介する等の行為
- 犯罪や違法行為に結びつく情報、他人を不当に誹謗中傷・侮辱し、プライバシーを侵害する情報を、不特定者に掲載等させることを助長する行為 等

(2) 情報等の削除等(警告、削除要求、削除等)

契約者によるサービスの利用が(1)各号に該当する場合、当該情報の削除要求・削除等の対応。

(3) 利用の停止

(4) 解約 等



青少年有害情報の閲覧防止措置に関する今後の課題

青少年有害情報の閲覧防止については、情報の内容や、サイトの運営形態などにより執りうる措置が異なるため、適切な対応を検討していくことが必要。

- 有害情報の削除

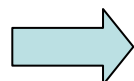
→一般の利用者からの閲覧を妨げてしまう

- 会員制への移行

→年齢確認を伴う会員制の導入は、サイト運営形態によっては困難

- フィルタリング連動

→PICS (Platform for Contents Selection) を活用して、ウェブサイト
にレーティングを行い、受信者側で制限可能にする 等
保護者などの選択を可能にするが、一層の普及・利用が必要



共通して利用できる年齢認証基盤や、レーティングの活用などの
民間ベースでの様々な手法の発展・普及が望まれる

政府における今後のスケジュール(案)

- 「青少年インターネット環境整備法」は、公布（平成20年6月18日）後、一年を超えない範囲において政令で定める日（4月1日予定）から施行。
- 今後、①検討会における検討結果を踏まえ、②関係閣僚による推進会議において基本計画を策定。

	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
政 令	10/17~11/16 パブリック コメント		12/10 ▲ 公布	政府広報・周知			4/1 ▲ 施行		
検討会 (有識者)	10/20 ▲ 第1回 委員発表等		12/8 ▲ 第2回 委員発表等		2/23 ▲ 第3回 委員発表等 基本計画骨子案		▲ 第4回 基本計画案		▲ 第5回 パブコメ結果 基本計画案
推進会議 (関係閣僚)							▲ 第1回 基本計画案 ↓ パブリックコ メント	▲ 第2回 基本計画決定	